

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和3年11月25日答申分

○答申の概要

| | |
|--------------------|----|
| 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100082号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100011号

第1 結論

平成2年1月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月から平成3年3月まで

私がA国の大学に通っていた平成3年4月頃に、父が、私と妹の国民年金の加入手続をしてくれた。私と妹の国民年金保険料は全て父が銀行又は郵便局で納付してくれていたと記憶している。

先日、妹が、私と妹の年金記録を確認したところ、請求期間に係る国民年金保険料が、妹については納付済みと記録されているのに、私については未納と記録されていることに気が付いた。

当時、父が作成していた「国民年金納入記録」からは、父が、私の請求期間の国民年金保険料も納付したと考えられる形跡があり、父が妹の保険料を納付しているのに、私の保険料を納付していなかったとは考えられない。

父は亡くなっているため、請求期間に係る国民年金保険料を、いつ、どのように納付してくれたか等の詳細は分からないが、父が作成していた「国民年金納入記録」及び偶然残っていた父の「平成4年のスケジュール手帳」を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、平成3年4月頃に、父親が、自身と妹の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日(昭和63年4月1日)に係る資格処理日は、平成3年4月15日と確認できることから、当該資格処理日時点において、請求期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

2 請求者から提出された、請求者の父親が作成した「国民年金納入記録」によると、請求者の

父親は、請求者及びその妹の請求期間を含む平成元年1月から平成4年3月までの期間に係る国民年金保険料について、納付対象月ごとにそれぞれの保険料額及び自身で設定したそれぞれの納期限と思われる日付（「納入日」欄に記載されている日付）をあらかじめ記載した表を作成し、保険料の納付が完了した分については「納入日」欄の日付に丸印を付して消し込むことにより、当該保険料を自ら管理し、計画的に納付しようとしていたことがうかがえることから、請求者の父親の保険料に係る納付意識は高かったものと認められる。

また、上記「国民年金納入記録」によると、請求期間に対応する請求者の「納入日」欄の日付には全て丸印が付されていることが確認できることから、当該期間に対応する請求者の妹の「納入日」欄の日付にも、請求者と同様に丸印が付されていることが確認でき、オンライン記録では、当該妹の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みと記録されていることが確認できる。

さらに、請求者から提出された請求者の父親の「平成4年のスケジュール手帳」には、請求者の父親が、A国在住の請求者が利用しているクレジットカードの支払を毎月行っていること及び請求者に対して複数回に渡り生活費等の送金を行っていることが記載されていることから、請求者の父親は、国民年金保険料以外にも請求者への援助を行っていたことが確認でき、また、請求期間当時、十分な資力があつたことがうかがえる。

なお、上記「平成4年のスケジュール手帳」の1月20日の欄には「請求者の年金は今月より中止にする」旨が、3月27日の欄には「請求者国民年金一時停止手続する」旨が記載されているところ、i) オンライン記録においても、請求者の国民年金の被保険者資格喪失日を平成4年1月6日とする処理が行われていることが確認できること、ii) 請求者の妹は、父親から過年度分の国民年金保険料については、高額であるため父親が兄妹二人分を負担してくれる旨聞いていたと陳述していること及びiii) 上記「国民年金納入記録」においても、平成4年1月以降に対応する請求者の「納入日」欄の日付には丸印が付されていないことから、請求者の父親は、平成4年1月以降の現年度保険料の納付を中止したと考えることも不自然ではない。

3 オンライン記録によると、請求者の請求期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みであり、上記2のとおり、国民年金保険料に係る納付意識が高く、国民年金保険料以外にも請求者への援助を行い、十分な資力があつた請求者の父親が、比較的短期間である請求期間に係る保険料（合計12万4,800円）を納付できない特段の理由は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。